○農林水産省令第五十七号

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年十二月一日

農林水産大臣　宮下　一郎

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録申請書の添付書類） **第四条**　法第四条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　法第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（法第四条第一項第三号に規定する役員をいう。以下同じ。）が、遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が法第六条第一項第一号、第二号又は第四号から第十号までに該当しない者であることを誓約する書面 二　登録申請者が選任した遊漁船業務主任者が第十四条第一項各号に規定する要件に適合する者であることを証する書面及び同条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 三　法第四条第一項第六号に規定する措置が第九条に定める基準に適合することを証する書面 四　登録申請書に係る遊漁船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第二項に規定する船舶を除く。第十一条第二項第三号において同じ。）の同法に基づく船舶検査証書の写し 五～八　（略） 2　法第四条第二項第一号及び前項第一号の誓約書の様式は、別記様式第二号とする。 3　第一項第二号の書面は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し、実務経験又は実務研修を証する別記様式第三号による証明書、第十四条第一項第三号に基づく修了証明書の写し及び同条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する別記様式第三号の二による書面とする。 （業務規程の記載事項） **第五条**　法第四条第三項に規定する農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　利用者（法第四条第一項第六号に規定する利用者をいう。以下同じ。）の安全管理に係る体制に関する次に掲げる事項 イ　遊漁船業の実施体制に関する事項 ロ　遊漁船の船長、遊漁船業務主任者その他の利用者の安全に関する業務に従事する者（以下「船長等」という。）の確保に関する事項	（登録申請書の添付書類） **第四条**　法第四条第二項に規定する農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　遊漁船業者（法第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。以下同じ。）の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（法第四条第一項第三号に規定する役員をいう。以下同じ。）が、遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が法第六条第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面 二　登録申請者が選任した遊漁船業務主任者が第十条第一項各号に規定する要件に適合する者であることを証する書面及び同条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 三　法第四条第一項第六号に規定する措置が第六条に定める基準に適合することを証する書面 四　登録申請書に係る遊漁船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第二項に規定する船舶を除く。第七条第二項第三号において同じ。）の同法に基づく船舶検査証書の写し 五～八　（略） 2　法第四条第二項及び前項第一号の誓約書の様式は、別記様式第二号とする。 3　第一項第二号の書面は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し、実務経験又は実務研修を証する別記様式第三号による証明書、第十条第一項第三号に基づく修了証明書の写し及び同条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する別記様式第三号の二による書面とする。 （新設）